

平成26年9月5日

生徒・保護者の皆さんへ

◎ 荒天時等における臨時休業について
(自然災害等による臨時休業の連絡方法等について)

宮城県石巻高等学校

- 1 自然災害等による臨時休業については、当日午前6時に判断することを原則とします。
- 2 臨時休業の決定後直ちに、学校より緊急メール送信によって連絡します。
- 3 緊急メールを受信出来ない、または利用出来ない皆さんについては、担任から電話等で連絡します。
 - ※ 緊急メールサービスを受信出来ない、または利用出来ない皆さんは、事前に担任への報告をお願いします。
 - ※ 担任からの電子メールによる連絡を行うクラスについては、事前に保護者・生徒から承諾をとります。
- 4 学校での電話対応は、午前7時15分を開始の目安とします。
- 5 上記の方法による連絡がとれない場合は、登校の判断は生徒（保護者）が行い、登校する場合は十分に安全に気をつけ、また、帰りの手段も考えて登校して下さい。
- 6 公共交通機関が不通の場合や、安全確保のため保護者の判断で欠席する場合は、公認欠席を原則とします。これらの場合、生徒・保護者はその旨を担任に連絡して下さい。
- 7 前日中に臨時休業の判断を行う場合は、以下の手順で連絡します。
 - ① 帰りのSHRで生徒に知らせ、保護者に文書で通知します。
 - ② 放課後に臨時休業を決定した場合は、上記3、4の手順に準じ、緊急メール等で連絡します。
 - ③ 報道機関へ情報を流してもらうよう、県教委を通じてお願いします。
- 8 以上の手順について不明な点は、クラス担任を通じて学校へお問い合わせ下さい。